

監査に関する2015年6月19日付  
モンゴル国法律（新版）〔仮訳〕  
2016年1月1日施行

目次

- 第1章 総則
- 第2章 監査活動の原則及び基準
- 第3章 監査活動の展開
- 第4章 監査活動の分野における国家機関の権限
- 第5章 その他

第1章 総則

第1条 法律の目的

1 この法律の目的は、監査活動の原則及び組織化に係る法的根拠を確定し、監査活動に従事し、権限を授与し、又は行使し、監督を課すことに関連する関係を調整することに存する。

第2条 監査に関する法令

- 1 監査に関する法令は、モンゴル国憲法、会計記帳に関する法律、国家会計検査に関する法律、この法律及びこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと異なる定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第3条 法的術語の定義

1 この法律において使用する次の術語は、次に述べる意義により理解する。

- (1) 「監査活動」とは、監査法人が契約に基づき経済単位若しくは組織の財務諸表又は個人の財務証憑を検査して結論を下し、又はアドバイスを与える独立した専門的活動をいう。
- (2) 「監査人」とは、監査活動を取り扱う者又は監査チームの長その他の成員をいう。
- (3) 「パートナー」とは、監査契約において業務を履行することと関連して監査法人に対し監査結論について責任を引き受ける監査人をいう。
- (4) 「監査法人」とは、監査活動に従事する特別認可証を有するパートナーシップ又は会社をいう。
- (5) 「財務諸表の監査」とは、経済単位若しくは組織の財務諸表又は個人の財務証憑を関連する国際基準に従い検査して結論を下し、又はアドバイスを与えることをいう。
- (6) 「財務諸表を精査する業務」とは、経済単位若しくは組織の財務諸表又は個

人の財務証憑を精査する活動の基準に従い精査して証明する活動をいう。

- (7) 「その他の証明」とは、財務情報を関連する国際基準に従い検査して証明する活動をいう。
- (8) 「監査品質証明監督」とは、監査活動を関連する基準及び法令に従い展開しているか否かについて監査法人が自ら、又は権限を有する国家機関が監督を行う活動をいう。
- (9) 「財務関連役務」とは、関連する役務の国際基準に従い履行する契約における業務をいう。
- (10) 「財務証憑」とは、会計記帳の科目、資産、資金、負債、収益及び費用の原始証憑、会計記帳に係る日計表、補助元帳及び総勘定元帳、附属明細表並びに経済単位又は組織の財務又は経済に係る関連する報告その他の文書をいう。
- (11) 「役務対象」とは、契約に基づき監査を行わせる経済単位若しくは組織又は個人をいう。
- (12) 「監査の国際基準」とは、国際会計士連盟が承認した監査その他の役務に従事してこれを展開する原則及び規則を表示した文書をいう。
- (13) 「監査役務の内部基準」とは、監査法人が監査の国際基準及びそれと同視される実務指針に適合させて承認し、当該監査法人において遵守する文書をいう。
- (14) 「監査業務証憑」とは、監査活動の展開過程において監査人が自ら作成し、又は収集した財務証憑、記録、計算、報告、調査研究資料、インタビュー議事録及び関連当事者から取得した情報等の監査及び品質監督の国際基準に従い編成した文書をいう。
- (15) 「中間財務諸表」とは、完全な財務年度より短い期間にかかわって発行した財務諸表をいう。
- (16) 「監査チーム」とは、監査に関する契約において業務を履行するために監査法人が任命したパートナー、監査人、監査補助者及び専門家をいう。
- (17) 「基準委員会」とは、会計記帳に関する法律第 21 条第 2 項所定の委員会をいう。
- (18) 「インスティテュート」とは、会計記帳に関する法律第 3 条第 1 項第(13)号所定の機関をいう。

#### 第 4 条 監査活動への従事

- 1 この法律及び経済活動の特別認可証に関する法律に従い監査活動に従事する特別認可証を取得した法人は、監査活動を展開する。
- 2 国家所有若しくは地方所有の、又はそれらの所有の参加を伴う会社に対し監査を行う会社に関する法律第 76 条第 1 項第(10)号の規定は、これを遵守する。

### 第 2 章 監査活動の原則及び基準

#### 第 5 条 監査の国際基準

- 1 監査証明活動は、品質監督、監査、精査業務その他の証明及び関連する役務の国際基準に従い、これを行い完成する。
- 2 経済単位又は組織の財務諸表について監査を行うのにおいては、監査の国際基準による。

#### 第 6 条 監査活動の原則

- 1 監査活動においては、次の原則による。
  - (1) 監査の国際基準所定の方法及び形式により監査活動を展開すること。
  - (2) 独立し、独立性を失うことに影響するおそれのある圧力又は支配の下に入る

いかなる状況からも離脱すること。

- (3) 関係する者の情報の秘密を保持すること。
- (4) 誠実な競争の原則を遵守し、そのために役務対象を迷わせることなく具体的な広告宣伝を展開し、自己の組織を他の監査法人と比較し、又はその名誉に抵触する行為を行わないこと。
- (5) 監査活動を展開するのにおいては、専門的技能の信用を落とす立場から離れること。

#### 第7条 監査活動の独立性

- 1 監査人は、役務対象組織又は役務対象から業務の種類及び個人的関係に関して、また監査役務を提供することと関連する状況に関して独立する。
- 2 監査法人の指導管理者及び監査人は、業務の種類及び個人的関係に関して独立する要件を満たすために次の条件を具備する。
  - (1) 監査人は、公務について公益及び私益を規制し、利益相反を予防することに関する法律第3条第1項第(8)号及び第(9)号所定の贈与及びプレゼントを取得せず、取得することに関するいかなる約束も行わないこと。
  - (2) 監査役務の報酬を役務対象組織の活動の結果又は財務状況若しくは監査結論の性質により取り決めて決定することをしないこと。
  - (3) 役務対象と会社に関する法律第99条の定めに従い確定される共同利益を有する当事者でないこと。
  - (4) 監査役務の対価その他の未解決の事項がないこと。
  - (5) 監査チームの成員は、役務対象の権限を有するいずれかの職員又は影響を有する株式保有者と親族又は親戚関係のないこと。
  - (6) 監査役務を提供する契約を締結する前の24か月の期間において役務対象組織の出資額の5パーセント以上の割合に相当する範囲の出資をいずれの形式によっても行っていないこと。
- 3 監査法人は、監査活動に係る規則及び内部監督手続を有する。
- 4 第2項第(5)号所定の役務対象の権限を有する職員又は影響を有する株式保有者には、次の者を含めて理解する。
  - (1) 役務対象組織の財務又は指導管理に係る決定を確定する可能性のある権限を有する職員又は影響を有する株式保有者
  - (2) 役務対象の親会社又は子会社の権限を有する職員又は影響を有する株式保有者
- 5 この法律所定の独立する原則に抵触したと認定する場合には、監査を受けた財務諸表の作成者は、財務及び会計記帳に係る事項を所管する国家行政中央機関に対し苦情を申し立てる権利を有する。

#### 第8条 監査役務の制限

- 1 いずれの監査法人も、経済単位又は組織に対し連続5年を上回る期間において次条第1項第(1)号ないし第(3)号所定の監査役務を提供することを禁止される。
- 2 前項の定めに従い5年が経過した後に交代された監査法人は、交代後連続する3年の期間において当該役務対象組織に対し監査役務を提供することを禁止される。
- 3 第1項の規定は、会計記帳に関する法律第4条第1項第(2)号又は第(3)号所定の基準を遵守する経済単位又は組織には、これを適用しない。

### 第3章 監査活動の展開

#### 第9条 監査活動

- 1 監査法人は、次の活動を展開する。
  - (1) 財務諸表の監査
  - (2) 財務諸表を精査する業務
  - (3) その他の証明業務
  - (4) 財務関連役務
- 2 監査法人は、関連する特別認可証の取得に基づき税務に係る専門的アドバイス役務に従事することができる。
- 3 法律に別段の定めのある場合を除き、財産評価を行い、財務及び会計記帳に係るアドバイス役務又はトレーニングを展開することができる。
- 4 監査法人は、前三項所定の活動以外の種類の活動を取り扱うことを禁止される。
- 5 監査法人は、財産評価役務又は税務若しくは会計記帳に係るアドバイス役務を提供した役務対象組織に関する年度財務諸表について監査を行うことを禁止される。

#### 第 10 条 財務諸表に対する必須の監査を行わせること

- 1 次の経済単位又は組織は、財務諸表について必ず監査を行わせる。
  - (1) 会計記帳に関する法律第 4 条第 1 項第(1)号所定の基準を遵守する経済単位又は組織
  - (2) 連結財務諸表を発行する経済単位又は組織
  - (3) 組織再編し、若しくは解散し、又はすべての財産を競売により売却しようとする経済単位又は組織
  - (4) 外国投資を伴う経済単位又は組織
  - (5) 民法第 36 条第 2 項所定のファンド
  - (6) 法律又はモンゴル国の国際条約において財務諸表について必ず監査を行わせるよう定めたその他の経済単位又は組織
- 2 前項所定の経済単位又は組織は、財務諸表の監査を次の期間に行わせる。
  - (1) 株式会社は、報告年度末の財務諸表を討議する株主総会の 2 週間以上前までの期間
  - (2) 組織再編し、若しくは解散し、又はすべての財産を競売により売却しようとする経済単位又は組織は、当該活動を行い処理する 1 か月前までの期間
  - (3) 銀行は、年度末の財務諸表を翌財務年度の 3 月 31 日以内の期間
  - (4) その他の経済単位又は組織は、年度財務諸表を翌財務年度の 4 月 30 日以内の期間
- 3 予算組織並びに国家所有又は地方所有の、及びそれらの所有の参加を伴う経済単位又は組織の財務諸表について監査を行う期間に係る事項は、予算に関する法律その他の法律により調整する。
- 4 第 1 項所定以外の経済単位又は組織の財務諸表又は個人の財務証憑については、監査を行わせることができる。
- 5 監査法人は、監査結論について自己の財産により責任を引き受ける。

#### 第 11 条 財務諸表の精査その他の証明業務

- 1 国の権限を有する監督・規制機関又は銀行金融機関の要請により経済単位又は組織からの中間財務諸表については、第 9 条第 1 項第(2)号ないし第(4)号所定の業務・役務を行わせることができる。
- 2 前項所定以外の場合には、経済単位又は組織は、自己の提案により第 9 条第 1 項第(1)号所定の業務・役務を行わせることができる。
- 3 その他の証明業務には、次の業務・役務並びに財務情報、監督及びリスク管理システムを評価して結論を下す活動が含まれる。

- (1) 有価証券の発行と関連する経済採算及び調査の根拠を監督して結論を下すこと。
- (2) 監査の国際基準所定のその他の証明業務
- (3) 経済単位又は組織の財務内部監督システムを評価して結論を下すこと。

#### 第12条 監査業務証憑及びその保存

- 1 監査結論は、正確性を証明する証憑に基づくものとし、かつ、監査活動の過程において監査人が自ら収集した監査業務証憑は、紙、フィルム・テープ、電子その他の手段上に保存されている情報の形式を有するものとする。
- 2 監査チーム又は監査人は、財務諸表の監査過程において検査、観察、質問、討議、照合証明、再計算及び分析的手続を執行する方式により証明する対象となる監査業務証憑を収集し、これについて研究又は分析を行って結論を下す。
- 3 監査チーム又は監査人は、執行の対象となった監査業務証憑について記録を作成し、結論を書面化する。
- 4 監査業務証憑は、監査の国際基準所定の監査業務証憑に課すべき要件を満たしたものであるとする。
- 5 監査業務証憑は、監査法人の所有であり、かつ、監査業務証憑は、これを10年保存する。

#### 第13条 契約

- 1 監査役務の提供について、役務対象及び監査法人は、書面により契約を締結する。契約は、役務対象及び監査法人の権限を有する者が署名し、印章及びスタンプを押捺した日から効力を生ずる。
- 2 契約には、監査活動と関連させて相互に引き受ける義務、責任、業務範囲、履行期間、報酬、成果物の交付及び契約を終了させる手続を定める。

#### 第14条 役務対象の権利及び義務

- 1 役務対象は、次の権利を享有する。
  - (1) 監査活動を取り扱う特別認可証を有する監査組織を選任する権利
  - (2) 監査結論について説明を与えるよう要求する権利
  - (3) 監査結論に同意しない場合において、裁判所に訴えを提起する権利
  - (4) 監査に係る検査、精査業務その他の証明業務を行わせ、監査役務を取得し、かつ、法律に従い必須の究明・検討及び証明を行うべき場合において、この法律所定の根拠のあるときは、選任した監査人を拒絶する意見を監査法人に提出する権利
- 2 役務対象は、次の義務を引き受ける。
  - (1) 関連する国際基準に適合させて発行した財務諸表を監査人に対し検査させるために交付する義務
  - (2) 監査活動を展開する条件を可能な限り満たす義務
  - (3) 監査人の要求した証憑又は情報を期間内に交付する義務
  - (4) 組織の経済及び財務活動を会計記帳及び報告の基準に従い正確に反映するために、それらと関連する証憑、資料及び解釈をすべて紹介し、これについて生ずる可能性のある責任を引き受ける旨を証明した確認書を監査人に対し発行して交付する義務
  - (5) 検査の過程において出現した記帳の取扱い又は財務諸表と関連する承認した誤謬又は違反を速やかに是正する義務
  - (6) 組織の指導管理者の側から監査活動に対し障害をもたらさず、第三者が干渉せず、いかなる形式によっても圧力を施さない義務

- (7) 監査人の要請した必要な証明証憑を第三者から収集して交付する義務
- 3 監査人に対し発行して紹介した財務諸表を関連する国際基準及び権限を有する機関が確定した規範に適合させて発行したか否かということ並びにその他の証憑又は情報が正確であり、真実であるという責任は、役務対象組織の執行指導管理者及び会計記帳に係る指導管理職員がこれを引き受ける。
- 4 監査を行わせた役務対象の報酬は、契約に基づき、これを支払う。
- 5 予算組織に対しては、第1項第(1)号の規定は、これを適用しない。

#### 第15条 監査人の権利及び義務

##### 1 監査人は、次の権利を有する。

- (1) 役務対象組織、その執行指導管理者、会計記帳に係る指導管理職員、監査委員会の長、内部監査単位の職員又は財務、会計記帳その他に係る職員から監査活動契約所定の業務に係る義務を履行することと関連する証憑又は情報を発行させて取得し、観察、質問、討議又は照合証明を行う権利
- (2) 役務対象組織に対し行った監査に係る監査業務証憑又は情報を閲覧する権利
- (3) 監査活動を履行することと関連する証憑又は情報を取引銀行、金融機関その他関連する経済単位又は組織に要求して取得し、閲覧する権利
- (4) 監査活動に係る規則、基準又は公認会計士倫理と関連する事項について役務対象組織と監査チームとの間において相互不理解が生じた場合において、基準委員会からアドバイスを取得する権利

##### 2 監査人は、次の義務を有する。

- (1) 監査活動を専門的高レベルにおいて法令及び関連する国際基準に従い展開する義務
- (2) 監査を行うすべのない状況が出現した場合には、監査を拒絶し、又は他の専門家を招いて参加させ、必要が生じた場合には、これについて自ら通知し、又は役務対象に通知する義務
- (3) 監査を行う過程において取得したすべての情報を個人的目的のために利用し、又は法律所定以外の場合において他人に知らせることを拒絶する義務
- (4) 役務対象が望む場合には、結論の根拠を書面により、又は口頭により説明する義務
- (5) 前項第(2)号の定めに従い他の監査法人が監査人の要求した監査業務証憑を双方が承認したレベルの形式により閲覧させる義務
- (6) 第17条第1項所定の情報を同条第2項所定の権限を有する者に通知する義務
- (7) 他の監査人の名誉を損なう行為を行わない義務

##### 3 前項第(3)号所定の要求は、監査人の義務を履行するのを終了した後にも同様に課される。

#### 第16条 監査活動の結果

- 1 監査活動の結果は、結論である。監査の国際基準に従い財務に係る監査以外の役務を提供した場合には、関連する基準により要求される報告である。監査の国際基準に従い内部監督の重大事項については、監査委員会に対し、当該委員会のない場合には、取締役会に対し通知し、かつ、これは、建議の形式を有することができる。
- 2 監査活動の過程において監査人の注意を受けた大規模取引又は利益相反取引等の特殊行為について記録した説明又は記録は、監査され、及び精査して証明した財務諸表の分離不能な部分である。
- 3 監査結論には、指導者又はパートナーが署名して証明する。
- 4 財務諸表に誤謬があることに関する監査法人の結論を監査対象組織が承認した場

合には、当該誤謬を是正する。財務諸表の誤謬を承認し、是正することについて生じた意見の抵触を解決することのできない場合には、基準委員会に対し専門的結論を發出させることができる。

5 監査結論により財務諸表に生じた誤謬の是正は、監査活動が関係する年度財務諸表にこれを表示する。

#### 第 17 条 財務分野における株式保有者の権利

1 経済単位又は組織の職員及び株式保有者は、財務諸表、債務支払い、財産の変動、利益相反のある取引その他業務、流通、財務状況又は活動の結果と関連する結論を契約に基づき監査人に対し要求して発行させる権利を有する。

2 前項所定の権利は、次の者が享有する。

(1) 公開株式会社の発行済株式総数の 10 パーセント以上を保有する者又は取締役会の独立した成員

(2) パートナーシップ又は協同組合の成員

(3) 閉鎖株式会社又は有限責任会社の株式保有者

(4) 非国家組織の成員総数の 10 パーセント以上に相当する数の成員

3 第 1 項所定の権利を行使することと関連させて監査法人をして追加証明する業務を行わせる要求が提出された場合には、当該業務を依頼した者と契約を締結する。

4 第 2 項所定の権利を有する者は、契約において監査法人及び上級監査人の権限を行使する者に関する情報を要求して提出させる権利を有し、かつ、執行指導管理者は、当該情報を要求があるたびに提出して交付する。

#### 第 4 章 監査活動の分野における国家機関の権限

##### 第 18 条 法律の施行の組織化

1 財務及び記帳に係る事項を所管する国家行政中央機関は、次の基本的職責を執行する。

(1) 監査に係る特別認可証を取得し、並びに次条第 3 項及び第 4 項所定の要求を満たした監査法人のリスト並びにそれらの特別認可証を停止させ、又は失効させたことに関する情報をその都度自己のウェブサイトを通じて伝送し社会に対し通知する職責

(2) 監査法人が特別認可証の条件又は要求をどのように満たして活動しているのかについて監督を行う職責

(3) 監査法人に対し行う能力の監督手続を承認する職責

(4) 監査法人に対し 3 年ごとに能力の監督を行う職責

##### 第 19 条 監査法人

1 監査法人は、監査活動をパートナーシップ又は有限責任会社の形式により取り扱って展開する。

2 監査法人は、財務及び記帳に係る事項を所管する国家行政中央機関から取得した特別認可証に基づき監査活動を取り扱う。

3 監査法人は、次の条件及び要求を満たしたものとする。これには、次のものが含まれる。

(1) 発起人及び株式保有者がモンゴル国の公認会計士であること。

(2) 指導者及びパートナーが期間の定めのない公認会計士の資格を有し、インステイテュートからしかるべき同意を取得していること。

(3) 2 名を下回らない基本的定員編制及び期間の定めのない資格を有する公認会計士を有すること。

- (4) 監査人が専門職倫理に違反していないこと。
  - (5) 活動を展開する業務場所及び技術的手段により満たされていること。
  - (6) 発起人及び株式保有者が外国組織である場合には、当該組織の公認会計士総数の3分の2以上の割合がモンゴル国の個人であること。
  - (7) 発起人及び株式保有者が外国組織である場合には、当該組織の株式保有者総数の3分の1以上の割合をモンゴル国の個人及び公認会計士が占めていること。
  - (8) 監査活動が国際基準に適合していること。
  - (9) その他の法令所定の追加要求
- 4 会計記帳に関する法律第4条第1項第(1)号所定の基準を遵守する経済単位又は組織に対し監査役務を提供する資格を有する監査法人は、4名以上の期間の定めのない公認会計士を有する。
  - 5 監査法人は、支店を有することができ、かつ、支店において基本的定員編制の1名以上の監査人を有する。支店の指導者には、第16条第3項の規定は、これを適用しない。

#### 第20条 監査活動を展開する特別認可証

- 1 監査活動を展開する特別認可証申請者は、前条第3項所定の条件及び要求を満たしたと認める場合には、次の文書を編成して財務及び記帳に係る事項を所管する国家行政中央機関に対し提出する。
  - (1) 特別認可証授与申請書
  - (2) 特別認可証申請者が法人である場合には、国家登記証
  - (3) 監査法人新規設立決定
  - (4) 監査法人の定款草案
  - (5) 監査活動に係る内部及び品質監督基準
  - (6) 組織の内部監督手続
  - (7) 監査人の詳細履歴表
  - (8) 公認会計士倫理解釈
  - (9) インスティテュートの同意書
  - (10) 国家印紙税を納付した証憑
- 2 前項所定の文書が要求を満たしていると認める場合には、財務及び記帳に係る事項を所管する政府の成員の決定により監査活動を展開する特別認可証を3年の期間をもって授与する。
- 3 特別認可証を取得した監査法人は、「監査」という文字を固有名詞の後に使用する。
- 4 監査組織において活動する公認会計士が他の組織において兼職業務に従事し、又は他の監査法人において契約により活動することは、これを禁止する。

#### 第21条 監査活動の品質監督

- 1 監査法人は、監査人の活動について監督を行う内部監督システムを組成し、監査活動の品質監督を実施する義務を有する。これに対する責任は、監査法人の執行指導管理を実施する者がこれを引き受ける。
- 2 監査法人は、監査活動に対し課すべき品質監督を組織の権限を有する指導管理者の承認した品質監督指示に従い実行する。

#### 第22条 監査活動を展開する特別認可証の期間の延長、停止又は失効

- 1 監査法人は、監査活動を展開する特別認可証の期間満了の1か月以上の期間前に特別認可証を延長することに関する申請をその他の関連する文書とともに財務及び記帳に係る事項を所管する政府の成員に対し提出する。
- 2 この法律及び特別認可証に関する法令の条件及び要求を満たし、所定の規則及び基



準を遵守して活動した場合には、監査法人の特別認可証の期間は、当初に授与した期間をもってこれを延長する。

- 3 監査活動を取り扱う特別認可証の期間を延長するのにおいては、次の資料を編成する。これには、次のものが含まれる。
  - (1) 申請書
  - (2) 直近3年の期間の活動報告
  - (3) 活動する者のリスト
  - (4) 基本的定員編制において活動する監査人の社会保険控除納付資料
  - (5) 公認会計士倫理解釈
- 4 特別認可証の条件又は要求に違反した場合には、特別認可証の期間は、これを延長しない。
- 5 次の事由が生じた場合には、財務及び記帳に係る事項を所管する政府の成員は、監査活動を所管する特別認可証の期間を3か月までの期間をもって停止させる。これには、次のものが含まれる。
  - (1) 第8条第1項又は第2項に違反したこと。
  - (2) 第9条第4項に違反したこと。
  - (3) 第19条第3項の条件又は要求を満たして活動していないと確定されたこと。
  - (4) 第20条第4項に違反した基本的定員編制により活動するように契約を締結した監査法人
- 6 前項の定めに従い停止させた事由を除去した場合には、当該認可証は、これを回復する。
- 7 経済活動の特別認可証に関する法律に定めるほか、次の場合には、特別認可証は、これを失効させる。これには、次のものが含まれる。
  - (1) 会計記帳又は監査の国際基準どおりに監査業務証憑を編成しなかったこと。
  - (2) 監査法人に対し行う品質監督を実行するのにおいて勤務状況、業務文書その他の必要な情報の提供を回避したこと。
  - (3) 財務諸表を偽って証明したことが証明されたこと。
  - (4) この法律その他法令又は規則に違反して活動したこと。

## 第5章 その他

### 第23条 監査の法令違反者に対し引き受けさせるべき責任

- 1 監査に関する法令に違反したことが刑事責任を引き受けさせない場合には、裁判官は、次の処罰を科する。
  - (1) 第5条、第6条若しくは第8条又は第9条第5項、第12条第5項、第15条第2項若しくは第19条第5項の定め違反した場合には、監査法人の職員は最低労働賃金額に5倍から10倍までを、監査法人は最低労働賃金額に20倍から250倍までを乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。
  - (2) 第10条第1項若しくは第2項又は第14条第2項の定め違反した権限のある職員は、最低労働賃金額に5倍を乗じたものに等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。
  - (3) 第1項第(2)号所定の行為が財務諸表情報の利用者、投資家又は監査法人に対し財産的損害をもたらした場合には、当該損害を故意又は過失のある職員をして賠償させる。
  - (4) 役務対象と業務種類上の関係のある職員又は組織が財務諸表につき監査を行うのにおいて必要な証憑その他の資料を紹介し、又は説明を与えるのを拒絶し、

監査活動に障害をもたらした場合には、職員は最低労働賃金額に 5 倍を乗じたものに等しい範囲のトゥグルグの、組織は最低労働賃金額に 10 倍を乗じたものに等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。

2 第 19 条第 4 項の定めに違反した監査法人については、会計記帳に係る国家高級監察官の提案に基づき財務及び記帳に係る事項を所管する政府の成員が監査活動に従事する特別認可証を失効させることができる。

3 第 7 条第 2 項第(2)号又は第 20 条第 3 項の定めに違反した場合には、会計記帳に係る国家高級監察官は、当該組織の取得した収入を没収し、職員に対し最低労働賃金額に 5 倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。

#### 第 24 条 法律の発効

1 この法律は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：村瀬健太 吉川景司 事務局  
長：大牟田啓)